

別表1－2

行政処分基準表(加重軽減措置点数)

	加重・軽減項目	加重措置		軽減措置	
		該当事実	点数	該当事実	点数
1	生活環境への影響	重大な又は広範囲の支障を生ずるおそれがある。 (環境関係法令に定める基準等(環境基準又は規制基準)を超過している場合、ねずみが多量に生息し、又は蚊、はえその他の害虫が多量に発生している場合、公共用水域に汚水が流出する等事業場外に影響が及んでいる場合など)	+20	自主的かつ速やかに支障を除去した。 (違反行為を自覚後、自ら速やかに支障を除去した場合など)	-20
		特別管理産業廃棄物である。	+10	行政指導に従い速やかに支障を除去した。 (行政指導(口頭指導を含む)を受けた後、指定した期日までに支障を除去した場合など)	-10
2	悪質性	特に悪質である。 (違法行為を計画的かつ反復継続して実行した場合など)	+20		
		悪質である。 (違法行為を計画的に実行又は反復継続して実行する意思があった場合など)	+10		
3	周辺住民等に与えた不安等	与えた不安等が大きいと認められる。 (周辺住民等から複数回に渡って苦情や通報が寄せられた場合など)	+20		
4	行為後の情状	反省・悔悟の情が認められない。 (資料の偽造・廃棄等により事案の解明を妨害した場合など)	+20	反省・悔悟の情が認められる。 (自主的に資料を提出し事案の解明に協力した場合など)	-10
5	前歴	過去5年間に行政処分を受けたことがある。	+20		
		過去5年間に3回以上の文書指導を受けている。	+10		
		過去5年間に文書指導を受けている。	+5		
6	その他			特に情状酌量すべき事情がある。	-20